

# ○多良木町焼酎による乾杯を推進する条例

平成 25 年 8 月 6 日多良木町条例第 22 号

## (目的)

第 1 条 この条例は、多良木町（以下「町」という。）の伝統産業であり、特産品でもある焼酎による乾杯の習慣を推進することにより、焼酎の普及を通じた焼酎文化への理解の促進に寄与することを目的とする。

## (定義)

第 2 条 この条例において「焼酎」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 球磨焼酎
- (2) その他球磨郡及び人吉市で生産される本格焼酎

## (町民の協力)

第 3 条 町民は、焼酎による乾杯の推進に関する取組に協力するよう努めるものとする。

## (町の役割)

第 4 条 町は、焼酎による乾杯の推進に必要な措置を講じるよう努めるものとする。

## (事業者の役割)

第 5 条 焼酎の生産を業として行う者は、焼酎による乾杯を推進するために主体的に取り組むとともに、町及び他の事業者と相互に協力するよう努めるものとする。

## (その他)

第 6 条 焼酎での献酬については、ガラとチョコの使用の普及に努めるものとする。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。